

第3回富山県困難な問題を抱える女性支援基本計画検討委員会議事概要

1 日時 令和6年2月20日(火)午後2時～3時30分

2 会場 富山県民会館704号室

3 出席委員 委員名簿のとおり

4 内容

(1) 富山県困難な問題を抱える女性支援基本計画(案)について
事務局から説明

(2) 委員からの主な発言は以下のとおり

【計画案 第1章 計画の基本的な考え方】

○3 計画における施策の対象者

- ・若年の困難女性がクローズアップされていくのではないかと思う。そのあたりの打ち出し方が、何かもう1つ必要ではないか。
- ・支援の対象は、「困難を抱えていることに認識を持った女性」であるかのように見える。日頃感じる事として、相談者が訴えている内容の背景の一番の問題が、例えばDVであるということ、本人はもちろん、当該相談機関や窓口も理解していないという現状がある。このため、切れ目ない支援、困難な問題を抱える女性への支援という意味で、対象を広く見ていただきたい。
- ・(上の意見に対し、)第2章の課題の(1)困難な問題を抱える女性の早期発見のところに、「支援が必要にも関わらず、女性自身が困難に気づいていない場合」とあるが、同じく課題(2)女性の意思に寄り添った相談、切れ目のない支援、(4)相談、支援体制の強化のところでも、支援が必要なんだけれども女性自身が困難に気づいていない場合には、こういう対応をしていくようにすべきであるということ、打ち出すことで、もう少し具体化できるのではないか。
- ・DVという話が出ているが、「DVに気づく」というのは、「トラウマに気づく」ということである。DVを議論するのであれば、トラウマという言葉を入れる必要があるのではないか。
- ・相談者が、自己決定するまでの期間は、大変であり本人のみでできることではないため、その支援の重要性を表現してほしい。またそうした方が支援に関わる市町村の窓口の方の動機づけにもなるのではないか。

○4 計画の期間

- ・法の附則第2条第1項では、政府は法律公布後3年をめぐりとして、法律に基づく支援を受けるものを擁護する仕組みの構築について検討を加えるといった条文がある。その中で、計画期間が5年間というのは長いのではないかと思う。計画期間内において、国の見直しがあった場合には、柔軟に対応できるようにしてほしい。

【計画案 第4章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項】

○基本目標1（6）女性の希望や意思に応じた自立支援

- ・「一時保護所を退所する際の～の自立支援」とあるが、一時保護所の退所が条件に見えるため、表現を改めた方が良いのではないかな。
- ・「一時保護所を退所する際」という記載が他と併せ2か所ほどあるが、限定せず対象を広く広げていただけたらよいと思う。
- ・推進項目で、生活支援や就労支援が項目建てされ、別のところで医学的・心理学的ケアも項目建てされている。法律相談や経済的な相談についても項目建てした方が良いのではないかな。

○基本目標2 関係機関や民間団体等との連携・協働による支援体制の充実・強化

- ・連携は大事。どの機関もできないことはある。「たらいまわしにしない」と言うが、それは、できないことを受けるという意味ではなく、「できないことは、他の方をお願いする」ということ。また、連携には司令塔が必要。複雑化、多様化、複合化となった時に、誰が司令塔になるかは難しいが、あらかじめ関係機関間で「今回私たちが主にやります。」など話をしながら連携するということが大切である。
- ・支援調整会議や民間との連携においては、お互いにできること、できないこと、強み、その辺りを役割分担して、支援につなげていく、切れ目なくつないでいくということが必要ではないかと思う。
- ・計画を実行力のあるものにしていくには、ここにいる方々と今後も連携していくことが大事である。できることできないことをお互い知ったうえで、誰が何をやっていくかを調整していくようになれば良い。

○基本目標2（2）支援の中核機関の連携体制強化

- ・女性相談支援員の設置が予算上難しいといった市町村もあるようだが、現状に甘んじるのではなく、県からも、そうした点について強力的に働きかけていただきたい。

○基本目標2（3）民間団体との連携・協働の充実

- ・支援を必要とする人に寄り添ってきたのが、資金不足の中頑張ってきた民間団体であるだろうと思う。アウトリーチの手法に長けた民間団体さんを支えるためにも、行政は資金面でできるだけ支援していただきたいなという思いを持っている。

○基本目標2（4）関係機関の連携体制の強化

- ・「女性相談センターや県・市町村女性相談支援員を中心としつつ」とあるが、女性相談支援員がまだ少ない中、中心とすることで良いのかと少し思う。

【資料3 困難な問題を抱える女性支援図（主なもの）】

○女性相談窓口カードの作成・配布

- ・類似の相談案内カードがすでにある中で、新たに作るのか、工夫して1つのものにして、わかりやすいカードにするのかの検討が必要。また、必要な方にきちんと届けることが大変重要である。
- ・市町村ごとに、DV、生活困窮、こどもなどの相談窓口を記載したものがあったら良い。他市町村への転出を要する場合において、転居した後苦労されることも多く、転居後の支援は重要である。

○SNS相談窓口開設

- ・SNS相談は、意外と時間もかかり、面談よりも相談員の負担感も大きい。それを踏まえた人員体制が必要。

○掲載事業について

- ・県の事業を中心に記載とあったが、対外的に出すのであれば、活用方法にもよるが、他の関係機関についても記載した方がよいと思う。